

## 市バス路線のあり方に係る有識者会議設置要綱

(令和8年2月24日 管理者決裁)

### (設置)

第1条 仙台市営バス（以下「市バス」という。）が、将来にわたり公共交通としての役割を果たしながら安定的な事業運営を続けることができるよう、仙台市交通事業経営計画（2026-2035）に掲げる路線再編を実施するための基本的な考え方を示す「市バス路線のあり方に係る基本方針（以下「基本方針」という。）」の策定にあたり、有識者の知見を活用することを目的として、市バス路線のあり方に係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 有識者会議は、分かりやすく利用しやすい路線網の確立と運行効率の向上を図るため、基本方針の策定に関し、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) IC乗車券等から得られるビッグデータの分析手法に関する事項
- (2) 地域特性等に応じた路線のあり方に関する事項
- (3) 利便性の向上につながる望ましい施策に関する事項
- (4) その他、交通事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める事項

### (組織)

第3条 有識者会議は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者又は公共交通に関し識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 有識者会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長の指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、有識者会議の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、有識者会議を招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 有識者会議は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め意見聴取等を行うことができる。

4 有識者会議は、原則として公開とし、会議終了後は、会議の議事要旨を遅滞なく公開するものとする。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、交通局自動車部事業計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。